

消防訓練塔の設置及び管理のかしによる事故についての損害賠償額の決定

令和元年台風第15号の東京湾通過時、消防局磯子消防署が管理する鋼製枠組足場の訓練塔が転倒し、隣接するボート販売店に陳列されていたプレジャーボート4艇が破損した事故について転倒した訓練塔の設置及び管理に関し、当局にかしが認められるため、破損したプレジャーボートの損害賠償額の決定をするもの。

1 事故概要

(1) 発生状況

- ア 発見日時 令和元年9月9日（月） 午前7時10分頃、市民により発見
職員最終確認 8日（日）午後3時30分頃
- イ 場所 磯子区杉田五丁目31番 旧磯子消防署磯子水上消防出張所敷地内
- ウ 被害 当方 訓練塔1棟、敷地境界線フェンス約10m（高さ約1.5m）
相手方 （株）キーサイド所有プレジャーボート4艇



(2) 訓練塔の構造等

主に救助技術訓練の訓練塔として設置、構造等は以下のとおり。

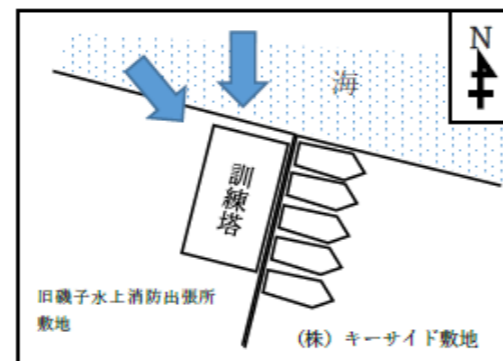


設置時期	平成11年12月頃	
設置	磯子消防署職員により設置	
構造	鋼製枠組足場（4段組み）	
寸法等	高さ	7m
	幅	10.5m
	奥行	4.3m
	重量	約7トン（推定）

(3) 当時の気象状況

台風第15号が東京湾を北東に通過しながら9月9日午前3時頃に横浜市に最も接近し、横浜市内では午前3時頃から4時頃の間、北の風及び北西の風が強く吹く状況にあり、当時の気象庁の記録によると本市においては午前3時20分に最大瞬間風速41.8mが記録されている。

当該訓練塔は、北側が海に面していたため、海上からの強風を直接的に受ける状況にあった。



【訓練塔と強風の状況】

(4) 転倒状況



【ボート販売店側へ転倒した状況】

【訓練塔固定部品の破損状況】

【ボートに接触している状況】

2 事故原因

当該訓練塔は専門的または技術的見地からの判断に基づき、設置、点検及び補修等がなされていなかったため、台風による強風に耐えられず転倒したこと。

【本市責任に係る弁護士の見解】（原因分析を含め法的視点から当該事故における責任の所在について相談）
「本件訓練塔は通常有すべき安全性を欠いていたものといわざるを得ず、設置又は管理にかしがあつたものと判断されるものと思料する。」（弁護士作成の意見書抜粋）

3 プレジャーボートの損害

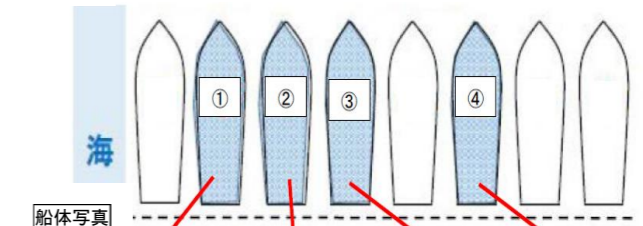
一般社団法人日本海事検定協会（※）に損害調査及び損害額評価を依頼しました。

※海事業務を専門に扱う国際的な第三者機関

配置図（事故艇を丸数字で表記しています。）

(1) 損害調査結果

- ①艇：上部構造物及び船具艙装品の破損（一部破損）
- ②艇：上部構造物及び船具艙装品の破損（一部破損）
- ③艇：本船の修繕不可（全損）
- ④艇：船体及び船具艙装品の破損（一部破損）



(2) 損害額評価結果

「各船が被った損傷は当該訓練塔が転倒した事故に因るものであり、また相手方が提出した見積損害額は本件事故の損害額として妥当と思料する。」



一部破損 一部破損 全損 一部破損

【損害額に係る弁護士の見解】

日本海事検定協会の報告内容は妥当であり、全額の支払義務を負うものと思料する。

事故艇番号	損害額
①	14,693,510円
②	694,100円
③	34,960,000円
④	841,337円
総額	51,188,947円

事故艇の修理に係る損害賠償総額 **51,188,947円**